



SAVEシリーズライブセミナー #5

いよいよ施行目前！改正建築物省エネ法 ～説明義務制度・住宅トップランナー制度の解説～

2021年3月18日 15:00～15:20

目次

1. 改正建築物省エネ法の措置内容と
施行日
2. 説明義務制度
3. 住宅トップランナー制度の改正
4. （冊子） おすすめ建材ガイド

1.改正建築物省エネ法の措置内容 と施行日

改正建築物省エネ法の措置内容と施行日 (2019年(令和元年)5月17日公布)

施行日等	法改正事項	関連する基準改正等事項
6か月以内施行関連 (2019年11月16日施行)	①届出義務制度の審査手続きの合理化	○共同住宅の省エネ性能の評価方法の簡素化 ○届出義務制度に係る指示・命令のガイドラインの策定
	②住宅トップランナー制度の対象拡大	○トップランナー基準の設定
	③性能向上計画認定制度の対象拡大	○他の建築物から供給される熱や電力に係る評価方法の合理化
2年以内施行関連 (2021年4月1日施行)	④適合義務制度の対象拡大	—
	⑤説明義務制度の創設	○戸建て住宅・小規模建築物の簡易な省エネ性能評価方法の追加 ○沖縄県（8地域）における住宅の外皮基準の合理化 ○省エネ基準が合理化される気候風土適応住宅の仕様の例示
	⑥地方公共団体による省エネ基準強化	—
法改正事項全般に関わるもの		○地域の区分の見直し

2. 説明義務制度

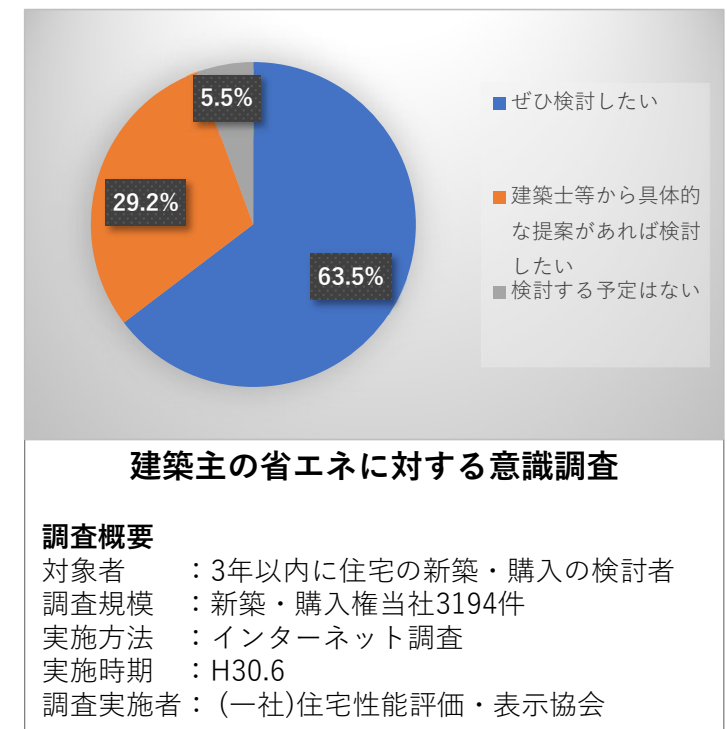
説明義務制度の概要

- 説明者：建築士が建築主に説明
- 対象：300㎡未満の原則全ての住宅・非住宅
(戸建住宅や小規模店舗等が対象)
- 説明内容：
 - ①省エネ基準への適否
 - ②(省エネ基準に適合しない場合) 省エネ性能確保のための措置
- 説明方法：書面

利用可能ソフトウェア：**SAVE-建築 SAVE-住宅 HOUSE-省エネ**

説明義務制度のねらい

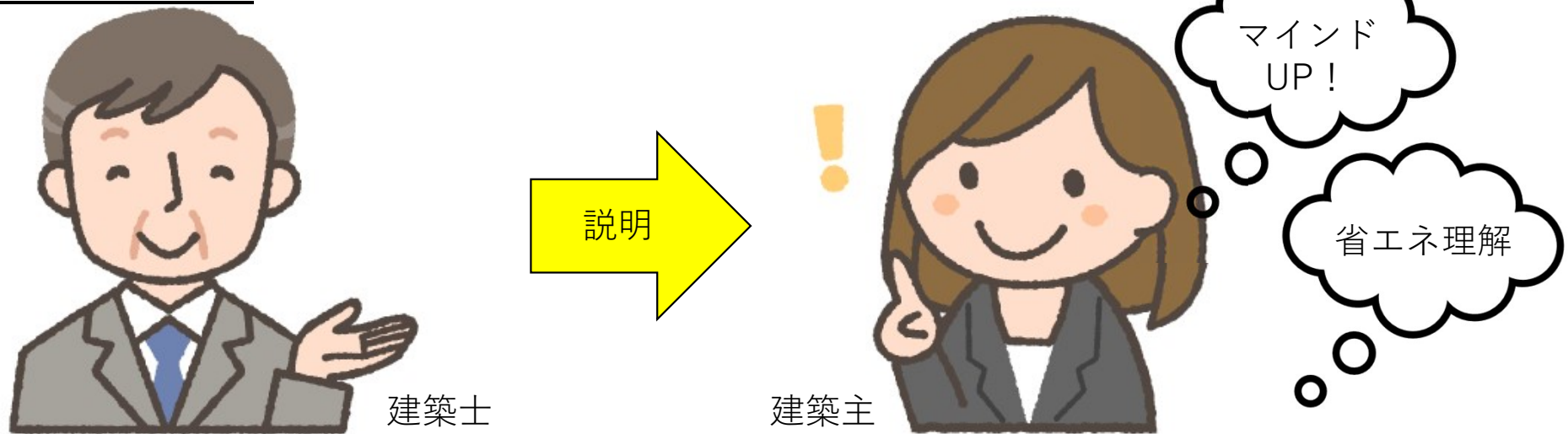
- 建築主は、建物の省エネ性能を高めることに興味がある
- 建築主は、省エネに関する知識を十分に持っているとは限らない
- 専門的な知見を有する建築士から具体的な説明を聞いて初めて省エネに対する意識が高まるという特徴がある



説明義務制度のねらい

説明義務制度は、建築士から建築主に対する説明を通じて、

- 建築主の省エネに対する理解を促す
- 自らが使用する建物の省エネ性能を高めようという気持ちをもってもらう



説明・評価の進め方

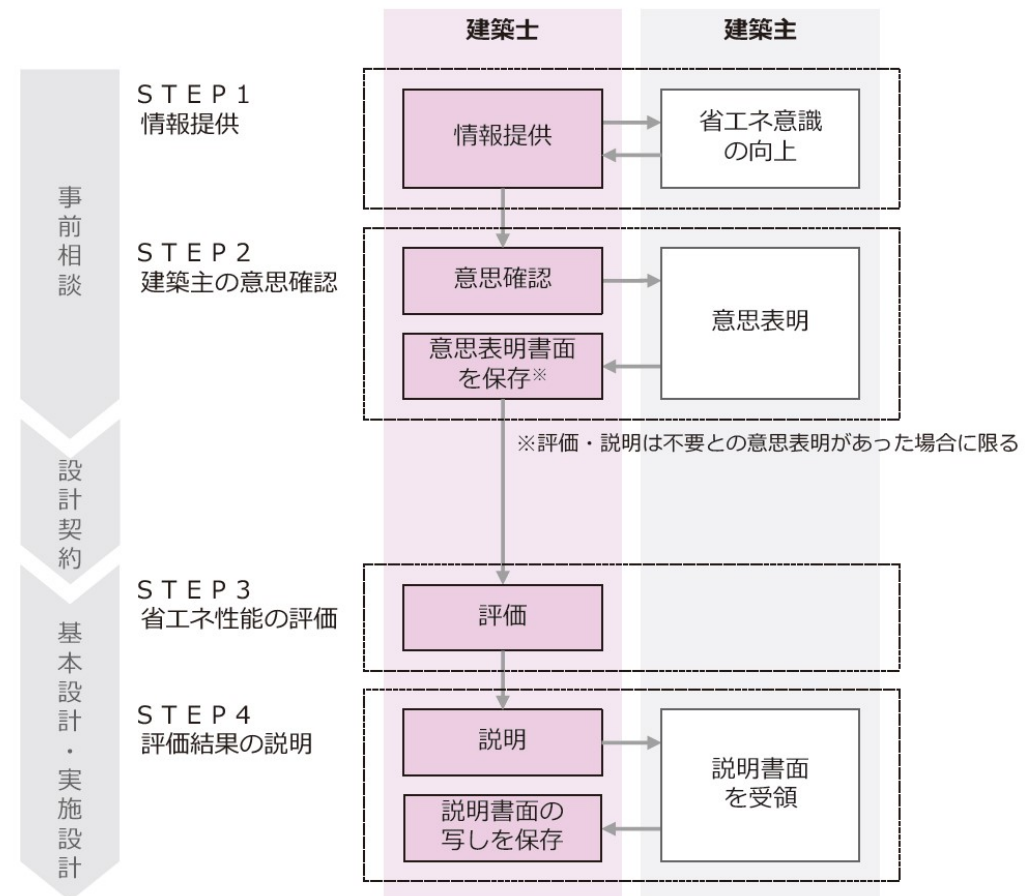
説明義務制度の4ステップ

STEP 1 情報提供（省エネの必要性や効果）

STEP 2 建築主の意思確認

STEP 3 省エネ性能の評価

STEP 4 建築主への評価結果の説明



STEP 1 情報提供（省エネの必要性・効果）

情報提供の内容例

	情報提供内容	住宅	非住宅
1	パリ協定を踏まえた我が国の温室効果ガス排出削減量の目標	●	●
2	建築主の努力義務	●	●
3	快適性の向上	●	●
4	光熱費の削減効果	●	●
5	室内の温熱環境と健康への影響	●	—
6	省エネ性能が高い住宅・建築物への支援措置	●	●
7	災害時等の継続利用可能性	●	●
8	地域の気候及び風土に応じた住宅	●	—
9	住まい方、使い方の工夫	●	●
10	省エネにも資する緑化	●	●

参考：省エネ住宅のススメ



<https://shoene-jutaku.jp/>

STEP 2 建築主の意思確認

意思確認を行う時期

いつまでに行わなければならないという決まりはない

STEP 1 の省エネの必要性や効果の情報提供と併せて行うなど、できるだけ早い段階で行うことが重要

評価・説明は不要であることを表明する書面の作成・保存

建築主は、評価・説明は不要である旨を記載した書面を作成し、建築士に提出する必要がある、建築士はそれを保存する

STEP 3 省エネ性能の評価

省エネ性能評価の実施

STEP 2 で建築主の意思を確認した上で、建築士は設計する建物について、省エネ性能を計算し、省エネ基準に適合しているかどうかについて評価を行う

評価の時期

実施設計がある程度進み、省エネ性能に影響する設計が概ねまとまった段階

STEP 4 評価結果を建築主へ説明

建築士は、STEP 3 で行った評価に基づき、

- 省エネ基準への適否
- 省エネ基準に適合していない場合、省エネ性能を確保するための措置

について、書面を交付して説明を行う

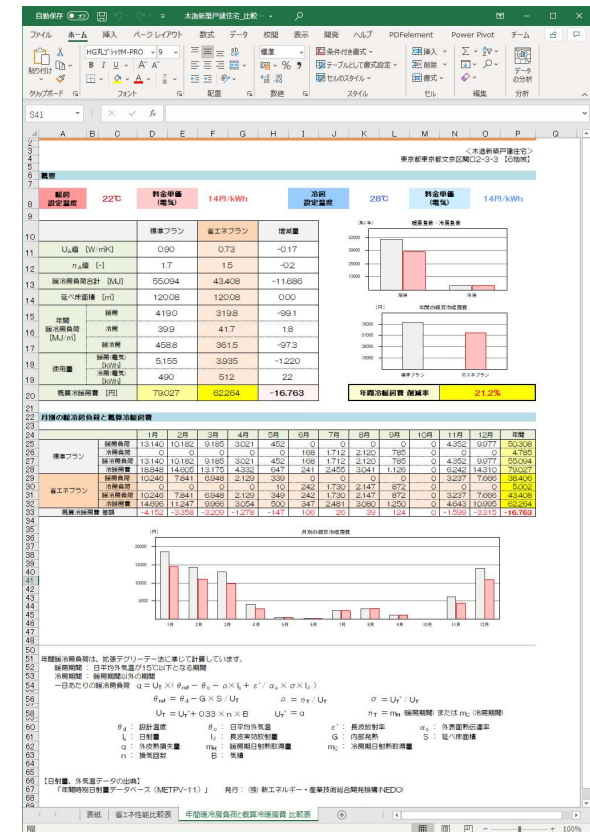
説明の時期

当該設計の工事の着工までに余裕を持って行う

建築士からの評価結果の説明を踏まえて建築主が設計内容の変更を希望する場合も考慮に入れる

説明書面の保存

建築士法に基づく保存図書として、建築士事務所の開設者が建築士事務所に15 年間保存する



説明義務制度 動画解説



説明義務制度について(46分30秒)

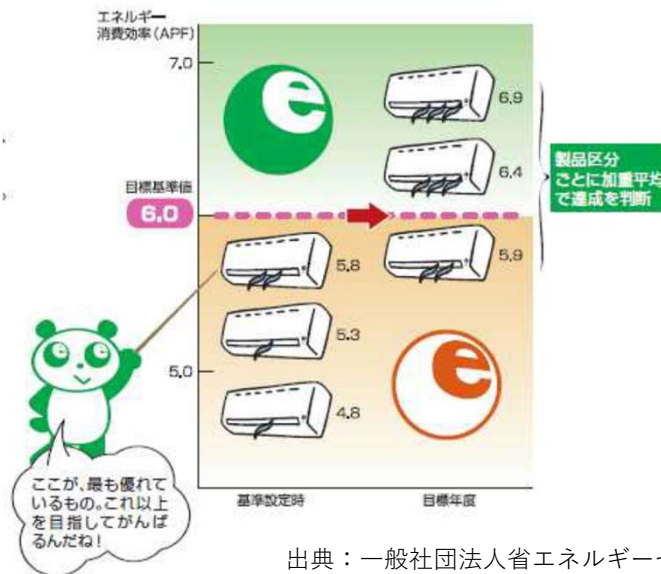


説明義務制度<実演ドラマ> (25分20秒)

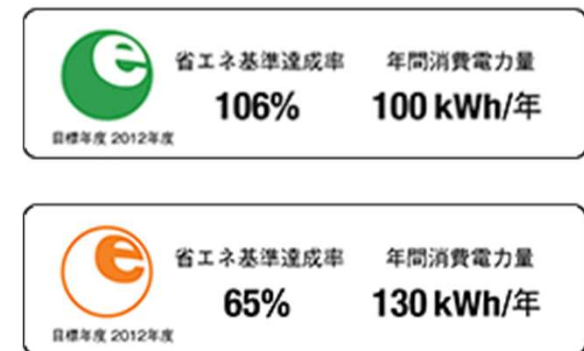
3. 住宅トップランナー制度の改正

トップランナー制度とは？

- 建築物省エネ法の前身の「省エネ法」において、民生・運輸部門のエネルギー消費の増加を抑制するため、機械器具の製造段階でエネルギー消費効率を向上させることを掲げる『トップランナー基準』方式が採用されたのがはじまり
- エネルギーを消費する機械製品の省エネルギー基準を、各々の機器においてエネルギー消費効率 が現在商品化されている製品のうち、最も優れている機器の性能以上にする、という考え方
- 目標年度を設ける
- 省エネラベリング制度



省エネルギーラベル



出典：一般社団法人省エネルギーセンター ECCJ(The Energy Conservation Center, Japan)

トップランナー制度の変遷

年	政策等	発効	トップランナー基準の動向
1979,1980	省エネ法公布、施行		自動車、エアコン、冷蔵庫に対し、基準値を採用
1997	地球温暖化防止京都会議（COP3）	京都議定書	
1998,1999	H11改正省エネ法公布、施行	平成11年基準 （次世代省エネ基準）	指定対象機器の拡大
2008,2009	H21改正省エネ法公布、施行	平成21年基準	住宅トップランナー制度開始

指定対象機器（31品目）（2014年11月現在）

乗用自動車、貨物自動車、エアコンディショナー、テレビジョン受信機、ビデオテープレコーダー、蛍光灯器具（電球形蛍光灯ランプ含）、複写機、電子計算機、磁気ディスク装置、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、自動販売機、変圧器、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー、ルーティング機器、スイッチング機器、複合機、プリンター、ヒートポンプ給湯器、三相誘導電動機、電球形LEDランプ、断熱材、サッシ、複層ガラス

住宅トップランナー制度とは

住宅トップランナー制度

住宅事業者の供給する分譲戸建住宅・注文戸建住宅・賃貸アパートの省エネ性能向上を促す措置

目的、対象

年間で一定戸数以上の住宅を供給する事業者に対して、目標年度までに省エネ基準を上回る水準を達成するよう努力義務を課すことを通じて、住宅の省エネ性能の向上を図る

対象の追加

従来の制度の対象であった建売戸建住宅のほかに、新たに注文戸建住宅・賃貸アパートが制度の対象に追加。それぞれの住宅の省エネ性能の現状を踏まえた目標水準が設定された

住宅トツプランナー基準

	対象事業者	目標年度	外皮基準	一次エネルギー消費量基準
注文戸建住宅	年間300戸以上供給	2024年度	省エネ基準に 適合	省エネ基準に比べて25%削減 ただし、当面の間は 省エネ基準に比べて20%削減
賃貸アパート	年間1,000戸以上供給	2024年度		省エネ基準に比べて10%削減
建売戸建住宅	年間150戸以上供給	2020年度		省エネ基準に比べて15%削減

■ 外皮平均熱貫流率 U_A



U : ユー

A : エー (average: 平均)

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 の基準値:	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
U_A [W/ (m ² ・K)]								

■ 冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC}



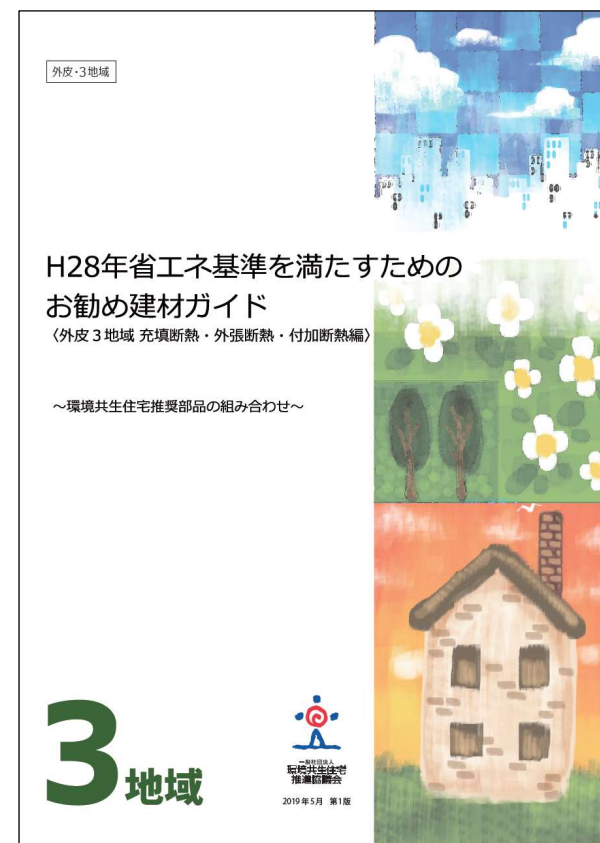
シー (cool: 冷房期を示す)

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
冷房期の平均日射 熱取得率の基準値 η_{AC} [%]	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	3.2

4. (冊子) おすすめ建材ガイド

H28年 省エネ基準を満たすための お勧め建材ガイド

- 一般社団法人環境共生住宅推進協議会(略称：kkj)より発行
- https://www.kkj.or.jp/contents/check_publication/books_kenzaiguide/
- 会員企業の製品を部位ごとに選択する
- SAVE-住宅により U_A 値 η_A 値を計算



最後までご視聴ありがとうございました。



@archi_pivot



Q 建築ピボット



建築ピボット



(建築ピボット公式チャンネル)



株式
会社

建築ピボット